

街路樹再生指針【概要版】

～街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造する～

名古屋市
平成 27 年 8 月
担当：緑政土木局
緑地部緑地維持課
Tel.972・2494

これまで
早期緑化
環境の保全・改善
量の拡大

これから
安全性の確保
都市魅力の向上
管理コストの縮減
質の向上

これからは「安全性の確保」「都市魅力の向上」「管理コストの縮減」を基本的な考え方とし、街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造していきます。
目標の実現に向けて、次の3つの基本方針を掲げて取り組みを進めていきます。

再生方針 1

計画的な更新・撤去による街路樹再生

事故の危険性がある街路樹や大木化している路線について、健全な街路樹へ再生を図るために計画的に更新（植え替え）や撤去を行います。

ねらい ■安全性の確保 ■都市魅力の向上 ■維持管理コストの縮減

対象路線の具体化

・路線毎の評価を行い、かつ地域の事情などを考慮した上で、更新・撤去を行う対象路線と事業化の優先順を決めます。



・倒木等の危険性がある路線
・老朽化が目立つ路線



・道路空間や沿道状況に比べて大木化している路線



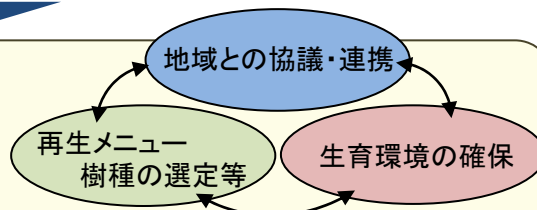
・著しい根上りが連続している路線

倒木等の危険性がある
主な樹種

アオギリ、ナンキンハゼ、エンジュ、プラタナスなど

更新による街路樹の再生

・地域の皆様と協議・連携しながら、対象路線の街路樹を更新（植え替え）します。
基本は更新とし、一部、不適合木は撤去します。



×道路に比べて
大きすぎる樹木
×老朽化によ
る倒木の危険
×根上りが
発生



○道路とバランス
のとれた樹木
○健全な
樹木
○安全な通
行の確保
○季節感
のある花

再生方針 2

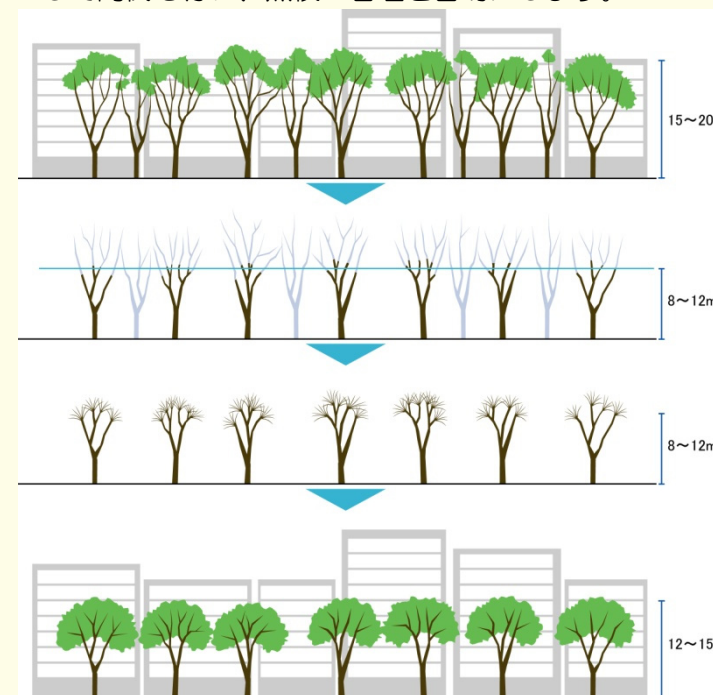
樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生

大高木の樹高を安全な高さまで引き下げ、適切な頻度で定期的な剪定を行うことにより、街並みと調和のとれた樹形に再生し、維持します。

ねらい ■安全性の確保 ■都市魅力の向上

安全性確保のための大高木の樹高抑制・間伐

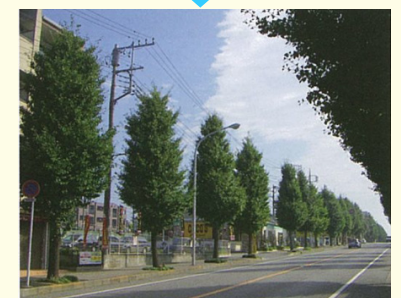
・大きくなりすぎた樹木の高さを引き下げ、必要に応じて間伐も行い、点検・管理を容易にします。



街並みと調和のとれた

樹形をつくる剪定管理

・樹種ごとに適切な頻度で定期的な剪定を行い、街並みと調和のとれた樹形を維持します。



再生方針 3

名古屋の顔となるシンボル並木の形成

まちづくりや沿道の特性に応じて、メリハリのある並木づくりを進め、街路樹を活かした都市と地域のブランド力の向上をに努めます。

ねらい ■都市や地域の魅力向上 ■まちづくりの充実

シンボル並木の育成管理

・名古屋を代表する路線では、都市の魅力向上のため質の高い管理に努めます。



地域との連携強化

・地域が関わることができる取り組みを充実します。



民間主体による

街路樹づくりの促進

・事業者による街路樹づくりを促進します。

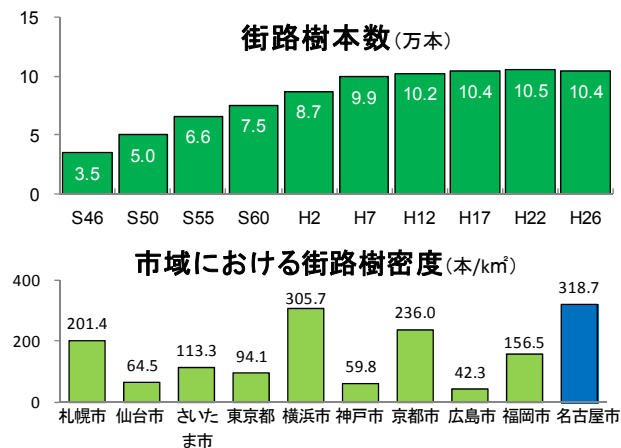


名古屋の街路樹を再生！

～転換期を迎えた街路樹～

沿革と整備状況

- 街路樹は、高度経済成長期の昭和 40 年代以降に道路整備とともに植栽。
- 昭和 40～50 年代は大気汚染対策、街の統一美を目的に早期緑化樹（アオギリ、ナンキンハゼなど）を多く植栽し、現在の街路樹数は約 10 万 4 千本。
- 市域における街路樹密度は約 320 本 /k m²で、大都市でトップクラス。



現状の課題

○大木化や老朽化に伴う倒木や枝落下、根上がり等による事故リスクの増大

○市街地の高密度化による生育環境の悪化

○維持管理費の減少



倒木事故の発生



はみ出した枝による接触事故



枯れ枝の落下



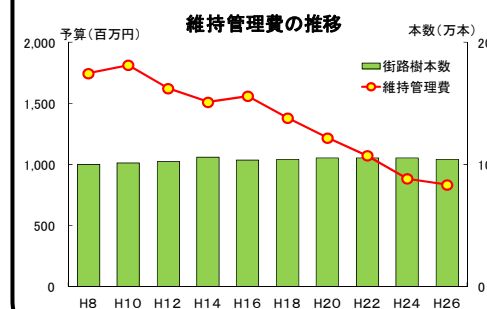
根上がりによる通行への支障



視界遮蔽による交通への支障



植まずに収まらない街路樹



第 14 回名古屋市緑の審議会へ諮問（平成 25 年 3 月 26 日）

「都市空間における街路樹のあり方について」

新たに求められる街路樹の機能と役割を明らかにし、街路樹の今後のあり方を示すための方針と方策について検討

平成 26 年 7 月 17 日 名古屋市緑の審議会

「都市空間における街路樹のあり方について」答申

「街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造する」

これまで早期緑化と街の統一美を目指し積極的に植栽してきた街路樹は、都市の緑化に大きく貢献したが、その一部は大木化や生育環境の悪化により、市民生活に影響を与えている。今後は、街路樹の更新や管理方針・管理水準の見直しにより、都市空間とバランスのとれた健全な街路樹を目指し、また市民や事業者と共に都市空間の価値を高めるよう街路樹を再生する。

基本方針 1 健全な街路樹を目指す

適切な管理

管理方針・管理水準の見直しにより、現地の状況に応じたストック整理やメリハリある管理を行い、街路樹を再生させる。

安全性の確保

街路樹による事故を防止するため、予防的な樹種変更や生育スペースの確保、事故リスクを予測した点検と処置を行う。



根上りの状況(修繕前)



修繕後

基本方針 2 街路樹を市民・事業者等と共に育てる

地域に愛される街路樹づくり

街路樹の魅力発信により街路樹への愛着を育てる。サポーター制度、パートナー制度などにより官民連携しながら、地域に愛される街路樹並木を育成する。

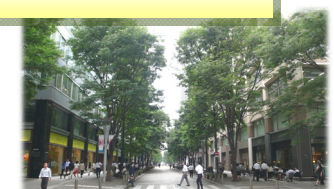


街路樹パートナー制度により設置された樹名板例（神奈川県）

基本方針 3 街路樹で都市空間をブランディングする

新しいまちづくりへの対応

シンボルとなる道路では、街路樹の美しさと安らぎ、快適な緑陰により、都市空間の価値を高め、魅力あるまちづくりを進める。



ブランディングの例(東京丸の内仲通り)